

あなたの税が未来を拓く

市町村税徴収強化月間 2011冬

県下二斉の取り組み

納税の公平と徴収の確保を図るため、11～12月を「市町村税徴収強化月間2011冬」として、栃木県との協働により、県下二斉に徴収の強化に取り組みます。

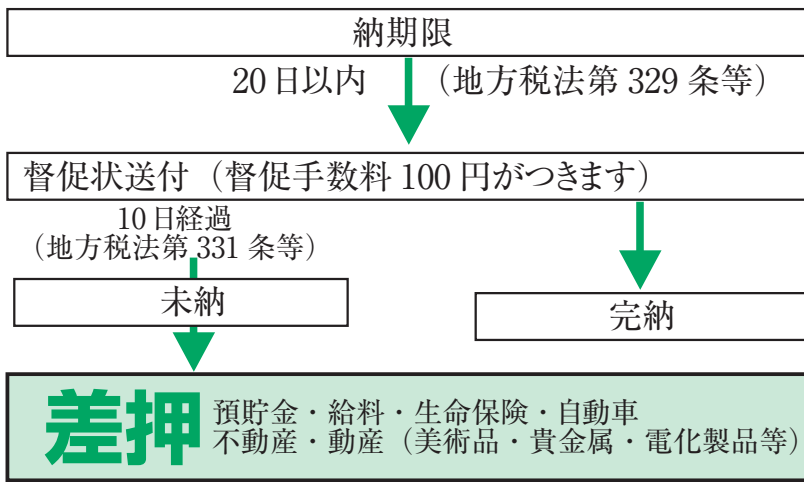
納期限内に自主的な納付を

市が提供する、様々なサービスは、市税が主な財源の一つです。市税の滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになりかねません。そして何より、納期限内に税金をきちんとお納めいただいている大多数の皆様との公平性を著しく欠くこととなります。皆様の自主的な納税をお願いします。

事情がある場合は相談を

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納めることが困難な方は、生活状況等をお聞きしたうえで、徴収の猶予などを出る場合がありますので、そのまま放置せず、納期限内にまずはご連絡をお願いします。

滞納すると差押処分を受けます！



【納税・滞納処分Q&A】

よくあるお問い合わせ

Q 借金があるから税金が払えません。
A 法律によって、税金は全ての債務(借金含む)に優先すると定めてあります。個人債務より税金が優先されます。(地方税法第14条)

Q いきなり差し押さえされた。あんまりではないか。
A 税は納期限内納付が大原則です。督促状発送日から10日を経過した日までに完納しない時は「差し押さえをしなければならぬ」と明示してあります。(地方税法第331条)

Q 個人の財産を勝手に調べて差し押さえされた。プライバシーの侵害ではないか。
A 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限により調査を受けた金融機関等の関係機関は、協力しなければなりません。また、財産の調査は、個人情報保護法に一切抵触しません。

Q 差し押さえの前に自宅訪問はしないの？
A 差し押さえ等をするにあたり、自宅訪問して納税を催告する行政サービスは原則として行いません。差し押

さえ等が行われるまでには、必ず事前に督促状などの通知が送付されています。

Q 小額滞納でも差し押さえはするの？
A 金額の大小に関わらず差し押さえ等は行います。「小額の滞納だから差し押さえられないはず…」といった考えはお止めください。

● 問い合わせ先

税務課収納グループ
☎(40)5554



自動車のタイヤロック(H22年度 下野市で実施)